

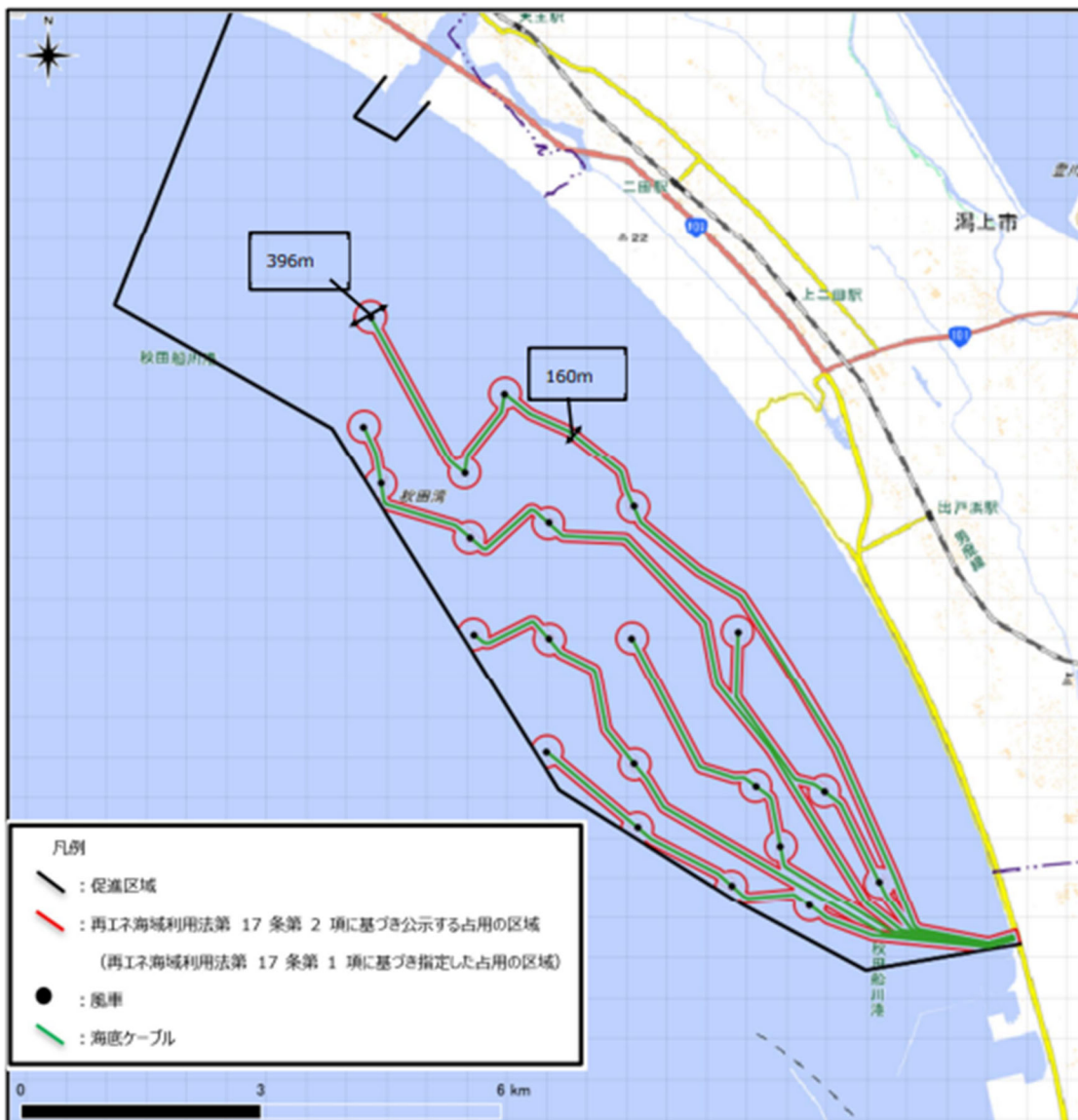
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律  
(平成三十年法律第八十九号) 第18条第3項の規定において準用する  
第17条第2項の規定により公示する事項

1. 変更認定を受けた公募占用計画の概要  
別添のとおり

2. 当該変更認定をした日  
2025年8月1日

3. 当該変更認定の有効期間(変更なし)  
当該変更認定をした日 から 2054年12月5日 まで

4. 促進区域内海域の占用の区域(変更なし)



5. 促進区域内海域の占用の期間（変更なし）

2027年3月1日から2054年12月5日まで  
（ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限る）